

きょうとふ えんぼうしとうじゅうてんそちなど
京都府まん延防止等重点措置等〈=新型コロナウイルスの病気を防ぐための

ねが
とく組み〉みなさまにお願いすること

1. できるだけ家いえにいてください
2. イベントなどをおこな行うときの制限せいげん
3. 店みせなどの制限せいげん（京都市内きょうとしない）
4. 店みせなどの制限せいげん（京都市外きょうとしがい）
5. 仕事しごとへ行くことい

きょうとふ
京都府

新型インフルエンザや新型コロナウイルス等のまん延防止等重点措置〈=病気が広がることを防ぐための取り組み〉等 政府にお願いすること

最近 新型コロナウイルスの病気が増えているため 4段階で 2番目に 注意が必要な状態（ステージ3）になりました。国の法律（新型インフルエンザ等対策特別措置法）に合わせて 京都府をまん延防止等重点措置をしなければ ならない地域に することを 政府に お願いします。

新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの病気が広がることを防ぐためにみなさまにお願いすること

I 地域 京都府

II 期間 2021年4月12日～5月5日

III お願いすること

1. できるだけ家にいてください
2. イベントなどを行うときの制限
3. 店などの制限（京都市内）
4. 店などの制限（京都市外）
5. 仕事へ行くこと

1 できるだけ 家いえにいてください

くに ほうりつ とくそほうだい じょう だい こう だい じょうだい こう あ ねが
国の法律（特措法第31条の6第2項、第24条第9項）に合わせたお願い

- ・ 京都市きょうとしは 午後8時からごごじ 京都市以外きょうとしいがいは 午後9時からごごじは 飲食店いんしょくてんなどに できるだけ 行かないでください

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
（国の法律（特措法第24条第9項）に合わせたお願い）

- ・ 急ぐいそ 用事ようじがないときは できるだけ 家いえにいてください。外出がいしゅつするときは 混んでいる場所こぼしよや 時間じかんを 避けてさ 行動こうどうしてください。
- ・ 京都府以外きょうとふいがいへ 特に 急ぐいそ 用事ようじがないときは できるだけ 家いえにいて ください。
- ・ 新型コロナウィルスの 可能性かのうせいが 高い店たかなど（業種別ガイドラインぎょうしゅべつが い どらいん＜＝仕事しごとの種類しゅるいによって 決められている ルールき るーる＞が 守まもられていない 飲食店いんしょくてん・カラオケ店からおけてんなど）へ 行かないでください。

2 イベントなどを するときの 制限

イベントを する人や 建物や 店を 管理する人等 は 以下の ことを 守ってください。

国の法律（特措法第24条第9項）

【参加できる人数】5,000人まで

【建物に収容できる割合】参加者が 大きな声を出さない場合：100%まで

参加者が 大きな声を出す 場合：50%まで

*他のグループの人との間は 座席を1席分空けてください。同じグループの人（5人までに 限る）との間は 座席を空ける必要はありません。

参加できる 人数と 建物に 収容できる 割合を 比べて 少ない方の 人数

・ イベントを する前の 相談

全国から 多くの人 が 来るような イベントや 参加者が 1,000人以上の

イベントを するとき は する前に 京都府の 相談窓口へ 相談して ください。

一人ひとりが うつらない うつさない 行動を してください！

3 店などの制限（京都市内）

(1) 国の法律（特措法）に合わせたお願い

<p>たいしょう たいしょう 対象となる 店や 建物</p>	<p>いんしょくてん れす とら ん いざかや ふく か ふ え なはいたつ みせ たてもの いえ も かえ 【飲食店】レストラン（居酒屋を含む）・カフェなど（配達・店や建物など家に持って帰るは せいげん 制限が ありません） ゆうきょうしせつ ばー から おけ ぼっくす ず しよくひんえいせいほう きよか みせ 【遊興施設】バー・カラオケボックスなどで 食品衛生法の 許可が ある店</p>
<p>ねが お願いすること</p>	<p>くに ほうりつ とくそほうだい じょう だい こう あ 国の法律（特措法第31条の6第1項）に 合わせたもの みせ たてもの あ じかん みじか ごぜん じ ごご じ まで さけ だす ごぜん ・店や建物の 開けている時間を 短くする。（午前5時～午後8時まで、お酒を 出すのは 午前11 じ ごご じ まで） はたら ひと できるだけ けんさ すす ・働いている人に できるだけ 検査を 勧める みせ たてもの き ひと ばしょ あつ あんない ・店や建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内する ねつ せき ひと みせ たてもの はい ・熱や咳などがある人は 店や建物に 入ることが できないようにする て ゆび しょうどく ・手や指の 消毒が できるように する ばしょ しょうどく ・場所の 消毒を する ます く つ ほか びょうき ふせ ほうほう し ・マスクを 着けたり 他の 病気を 防ぐための 方法を 知らせる ただ りゆう ないのに ますく を 着けない人は 入ることが できません へ や たてもの なか くうき い か ・部屋や建物の 中の 空気を 入れ換える あくりる ばん お ひと ひと あいだ ひろ ひまつかんせん ふせ ・アクリル板を 置いたり 人と 人との 間を 広くして 飛沫感染*を 防ぐ ひまつかんせん <= かいわ せき くち から こま はなみず と *飛沫感染 <= 会話や 咳や くしゃみを すると 口から 細かい つばや 鼻水などが 飛びます。これを ひまつ い ういす はい ひまつ め はな のど はい かんせん 飛沫と 言います。ウイルスの 入った 飛沫が 目・鼻・喉から 入って 感染することが 飛沫感染 です。 くに ほうりつ とくそほう じょうだい こう あ 国の法律（特措法24条第9項）に 合わせたもの はか きかい お ・CO2 を 測る 機械を 置く ぎょうしゅべつ が い どら いん しごと しゅるい き るーる ・業種別ガイドライン< = 仕事の種類によって 決められている ルール>を しっかり 守る から おけ の た みせ から おけ ・カラオケを しないでください（飲んだり 食べたり する店で カラオケのある店）</p>

きょうりよく みせ かね
協力した店は お金が もらえます

<small>みせ</small> 店が	<small>かね</small> もらえるお金	<small>みせ あ じかん みじか かね</small> ひとつの店が 開ける時間を 短くしたときに お金が もらえます。もらえるお金は 1日の <small>うりあげ き ていきゅうび き やす ひ かぞ</small> 売上で 決まります(定休日<=決まった 休みの日>は 数えません)
--------------------------------	------------------------------------	--

※4月12日から5月5日までは、がつ にち がつ にち きょうとふ きょうとし きょうりょく いんしよくてん しどう 京都府と京都市が 協力して 飲食店などに 指導します。

(2) * とくそほう くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう いがい ねが みせ たてもの 特措法<=国の法律<特措法第24条第9項>以外で お願いする 店や 建物

げきじょう しゅうかいじょ ひと あつ うんどうしせつ きゅうぎじょう すぼーつ あそ とくそほう き みせ たてもの とくそほう かんけい ごご じ みに
 劇場・集会所 (人が集まるところ)・運動施設・球技場 (スポーツや遊ぶところ) など 特措法で 決められた 店や 建物は 特措法に 関係なく 午後8時までに 店
 を 閉めるように お願いします (お酒を 出すのは 午後11時から、午後7時まで)

<small>たいしやう みせ たてもの</small> 対象となる 店や 建物など	<small>ねが ないやう</small> お願いする 内容
<small>うんどうしせつ ゆうぎじょう すぼーつ あそ</small> 運動施設・遊技場 <=スポーツや 遊ぶところ>	<small>した</small> 下の ことを <small>ねが</small> お願いします <ul style="list-style-type: none"> ・開けている <small>あ じかん みじか</small> 時間を 短く してください (午前5時~午後8時) ・<small>さけ だすのは ごぜん じ ごご じ</small> お酒を 出すのは 午前11時~午後7時 ・<small>いべんと 5,000 にん しょうりつ 50% どちらも まも</small> イベントは 5,000人まで 収容率50%の どちらも 守ること ・<small>しょうりつ ともとも はい にも たい たい はい にんずう わりあい</small> 収容率 <=もともと 入っても 良い人数に 対して 入れる 人数の 割合> ・<small>みせ たてもの き ひと ばしよ あつ</small> 店や建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように <small>あんない</small> 案内する。
<small>げきじょう かんらんじょう えいがかん えんげいじょう げき えいが</small> 劇場・観覧場・映画館・演芸場 <=劇や 映画を みるどころ など>	
<small>しゅうかいじょう こうかいどう てんじじょう かいぎ いべんと ひと あつ</small> 集会場・公会堂・展示場 <=会議や イベントの ために 人の 集まるところ>	
<small>はくぶつかん びじゆつかん としよかん</small> 博物館・美術館・図書館	
<small>ほてる りよかん ひと あつ たい</small> ホテル・旅館 <=人の 集まる場合に 対して です。泊まる部屋は 制限しま せん。>	
<small>ゆうきやうしせつ</small> 遊興施設※	<small>した</small> 下の ことを <small>ねが</small> お願いします <ul style="list-style-type: none"> ・開けている <small>あ じかん みじか</small> 時間を 短く してください (午前5時~午後8時) ・<small>さけ だすのは ごぜん じ ごご じ</small> お酒を 出すのは 午前11時~午後7時 ・<small>みせ たてもの き ひと ばしよ あつ あんない</small> 店や建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように案内する。
<small>もの う みせ</small> 物を 売っている店 (1,000 m ² 超) <=生活に 必要な 物を 売っている店は <small>ふく</small> 含みません>	

サービスを提供している店(1,000 m ² 超)≦生活に必要なサービスをしていると ころは含みません>	
--	--

※ レストラン・バー・カラオケボックスなどで食品衛生法の許可を取っている店は特措法に合わせたお願いの対象です

と泊まる人が多いカフェ・マンガ喫茶などはこの制限を願ひしません。対象となる店や建物の人は仕事の種類ごとの決まりを守ってください

4 店や建物の開けている時間を短くするお知らせ(京都市外)

(1) 国の法律(特措法)に合わせたお願い

店を早く閉めるようお願いをする地域は山城・乙訓にある15の市町村(向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和東町、精華町、南山城村)

<p>たいしょう 対象となる店 や建物</p>	<p>【飲食店】レストラン(居酒屋を含む)・カフェなど(配達・店や建物など家に持って帰るは制限がありません)</p> <p>【遊興施設】バー・カラオケボックスなどで食品衛生法の許可がある店</p>
<p>ねが お願いすること</p>	<p>国の法律(特措法24条第9項)に合わせたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店や建物の開けている時間を短くする。(午前5時～午後9時まで、お酒を出すのは午前11時～午後8時30分まで) ・働いている人にできるだけ検査をするようにします ・店や建物にきた人がひとつの場所に集まらないように案内する ・熱や咳などがある人は店や建物に入ることができないようにする ・手や指の消毒ができるようにする ・場所の消毒をする ・マスクを着けたり他の病気を防ぐための方法を知らせる ・正しい理由がないのにマスクを着けない人は入ることができません ・部屋や建物の中の空気を入れ換える ・アクリル板を置いたり人と人との間を広くして飛沫感染*を防ぐ <p>*飛沫感染 <=会話や咳やくしゃみをするときから細かいつばや鼻水などが飛びます。これを飛沫と言います。ウイルスの入った飛沫が目・鼻・喉から入って感染することが飛沫感染です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2を測る機械を置く ・業種別ガイドライン<=仕事の種類によって決められているルール>をしっかりと守る ・カラオケをしないでください(飲んだり食べたりする店でカラオケのある店)

※ レストラン・バー・カラオケボックスなどで食品衛生法の許可を取っている店は特措法に合わせたお願いの対象

と ひと おお か ふ え ま ん が き っ さ
泊まる人が 多い カフェ・マンガ喫茶などは この制限を お願いしません。対象となる店や 建物の人は 仕事の 種類ごとの決まりを 守ってください

きょうりょく みせ かね
協力した店は お金が もらえます

みせ かね 店が もらえるお金	あ じ かん み じ か 開ける時間を 短くした ときに 1日4万円(定休日<=決まった 休みの日>は 数え ません)
--------------------	---

5 仕事へ行くことなど

会社や店を出している人に対してテレワークのお願い(特措法第24条第9項)

- 「会社へ行って仕事をする人の数を70%減らすこと」を目標にします。テレワークをするようにします。会社で仕事をするときは人が少なくなるように会社に行く日や時間を変えてください。